

令和5年度ウトナイ湖野生鳥獣保護センター清掃業務仕様書

1. 業務場所

ウトナイ湖野生鳥獣保護センター（北海道苫小牧市植苗156番26）

2. 業務概要

ウトナイ湖野生鳥獣保護センターの施設内及び施設周辺の清掃を行うもの。

3. 業務仕様

一般的事項

- (1) 業務の実施に当たっては、善良な管理者の注意をもって誠実にを行い、特に利用者の利用上の支障は最小限度にとどめるよう配慮すること。
- (2) 業務に従事する者は、腕章・ワッペン・名札等により業務従事者である旨明らかにすること。
- (3) 業務実施のために借用した鍵は、慎重に取扱い、業務に必要な時間と場所に限り使用すること。
- (4) 用水、電力の使用については、必要最小限度にとどめること。
- (5) 実施業務を別紙業務日誌（別紙1・別紙2）に記載し、毎翌月10日までに北海道地方環境事務所野生生物課に提出すること。ただし、3月分は3月31日までに提出すること。
- (6) 施設の破損箇所等を発見した場合、又は不測の事態を生じた時には、速やかに北海道地方環境事務所担当官（以下、「環境省担当官」）に報告し、その指示を受けること。
- (7) 清掃資器材・衛生消耗品（トイレットペーパー・水石鹼・ゴミ袋）・消毒液は請負者が準備すること。ただし、消耗品はグリーン購入対象の品であることとする。

4. 業務内容

作業内容の詳細は特記仕様書による。また、入館者等の状況に応じ、予め環境省担当官の指示又は請負者の申し出（環境省担当官の承認を得ること）により、総業務日数を超えない範囲で作業日を調整することができるものとする。作業日程は別紙3のとおり。なお、清掃場所ごとの詳細な作業内容については特記仕様書のとおりとする。

(1) 施設内部の日常清掃

- ① 床の清掃
 - ・清掃日数：1日1回（閉館日を除く）
- ② 床以外の清掃
 - ・清掃日数：1日1回（閉館日を除く）
- ③ 足踏み消毒マット（4カ所）の清掃及び交換
 - ・清掃日数：1日1回（6月～9月及び閉館日は除く）

④ ごみ回収

- ・清掃日数：1日1回（閉館日を除く）

苫小牧市の分別方法に準じて回収・処分すること。

(2) 施設内部の消毒

- ① 利用設備等の消毒液（濃度0.05%程度の次亜塩素酸ナトリウム水溶液）拭き及び水拭きを行う。

- ・清掃日数：1日1回（閉館日を除く）

(3) 建物外部の日常清掃

- ① 建物周辺の清掃

- ・特記仕様書のとおり。

- ② ごみ回収（閉館日を除く）

- ・清掃日数：1日1回

苫小牧市の分別方法に準じて回収・処分すること。

(4) 2階便所及び2階給湯室の清掃

- ① 床及び床以外の清掃

- ・清掃日数：1月1回

(5) 施設内の特別清掃

- ① ガラス・サッシ拭き、床面ワックスがけ

- ・清掃日数：1年2回（5月及び11月頃、休館日に実施。なお、実施日は環境省担当官と協議のうえ、決定すること。）

5. 業務期間及び作業時間

- (1) 業務期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

- (2) 作業時間 9時00分から17時00分迄の間とする。なお、作業終了後は速やかに撤収すること。

6. 期間別日数

別紙3の年間業務内訳・日数による。

7. その他

請負者は、本仕様書に疑義が生じた時、本仕様書により難しい事由が生じた時、あるいは本仕様書に記載のない細部事項については、環境省担当官と速やかに協議し、その指示に従うこと。